

（運転者席）

第27条 運転者席の運転者の視野、物品積載装置等との隔壁等に関し、保安基準第21条の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

- 一 専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員10人未満のもの（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）及び貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が3.5t以下のもの（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）の運転者席は、協定規則第125号の規則5.及び6.に定める基準に適合すること。
- 二 専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員10人以上のもの（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）及び貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が3.5tを超えるもの（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）の運転者席は、次に掲げる基準に適合すること。
 - イ 型式の指定等を行う場合にあっては、次のいずれかの基準
 - (1) 協定規則第167号の規則5.及び6.に定める基準。この場合において、法第75条の3第1項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合以外の場合にあっては、運転者席の上部に仮眠設備を備える運転台は、協定規則第167号の規則2.11.に該当するものとみなす。
 - (2) 前号の基準に適合する運転者席を備える指定自動車等と、運転者席からの運転者の直接視野に係る性能が同一の自動車であること。
 - ロ 型式の指定等を行う場合以外の場合にあっては、運転に必要な視野を有するものであること。
- 三 前2号の自動車以外の自動車の運転者席は、運転に必要な視野を有するものであること。
- 四 トラッククレーン等のクレーンブーム（支柱、フック等を含む。）は、格納された状態において、前方及び左右の運転視野を著しく妨げるものでないこと。
- 五 運転者席は、乗車人員、積載物品等により運転操作を妨げられないものであること。この場合において、次に掲げる運転者席であってその機能を損なうおそれのある損傷のないものは、「乗車人員、積載物品等により運転操作を妨げられないもの」とする。
 - イ 一般乗合旅客自動車運送事業用自動車の運転者席であって、保護棒又は隔壁を有するもの
 - ロ 貨物自動車の運転者席であって、運転者席と物品積載装置との間に隔壁又は保護仕切を有するもの。この場合において、最大積載量が500kg以下の貨物自動車であって、運転者席の背あてにより積載物品等から保護されると認められるものは、運転者席の背あてを保護仕切りとみなす。
 - ハ かじ取ハンドルの回転角度がかじ取り車輪の回転角度の7倍未満である三輪自動

車の運転者の座席の右側方に設けられた座席であって、その前縁が運転者の座席の前縁から20cm以上後方にあるもの、又は左側方に設けられた座席であって、その前縁が運転者の座席の前縁より後方にあるもの